

第七十四号議案

東京都ふぐの取扱い規制条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年二月十六日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都ふぐの取扱い規制条例の一部を改正する条例

第一条 東京都ふぐの取扱い規制条例（昭和六十一年東京都条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

「第四章 ふぐ加工製品の取扱い等（第十七条―第十八条の二）

目次中 第五章 雑則（第十九条―第二十一条）

第六章 罰則（第二十二条―第二十五条）

条）」に改める。

第二条第二号中「処理し、加工し、若しくは調理する」を「若しくは処理する」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、処理の終わったものであつて規則で定めるものを販売し、又は販売の用に供するために貯蔵することを除く。

第二条第四号及び第五条第一号中「第十条第一号及び第三号」を「第十条第二号」に改める。

第十条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

第十一条第一項第三号中「前条第一号及び第三号」を「前条第二号」に改め、同項第四号中「適切に」を「確実に」に改める。

第四章を削る。

第五章中第十九条を第十七条とし、第十九条の二を第十八条とする。

第二十条第一項中第七号及び第八号を削り、同条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する手数料は、国若しくは地方自治法第一条の三に規定する地方公共団体又は生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の規定により保護を受ける者から申請があるとき、その他知事において特別の理由があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

第二十条を第十九条とし、第五章中第二十一条を第二十条とし、同章を第四章とする。

第六章中第二十二条を第二十一条とする。

第二十三条中「一に」を「いずれかに」に改め、第四号を削り、同条を第二十二条とする。

第二十四条中「一に」を「いずれかに」に改め、第三号を削り、同条第四号中「第十九条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同条を同条第三号とし、同条を第二十三条とする。

第二十五条中「第二十二条第二号」を「第二十一条第二号」に、「第二十三条第一号、第三号及び第四号」を「第二十二一条第一号及び第三号」に、「第二十四条第三号及び第四号」を「第二十三条第三号」に改め、同条を第二十四条とする。

第六章を第五章とする。

第二条 東京都ふぐの取扱い規制条例の一部を次のように改正する。

目次中「ふぐ調理師」を「ふぐ取扱責任者」に改める。

第一条及び第二条第三号中「ふぐ調理師」を「ふぐ取扱責任者」に改める。

「第二章 ふぐ調理師」を「第二章 ふぐ取扱責任者」に改める。

第三条中「ふぐ調理師の」を「ふぐ取扱責任者の」に改め、同条第一号中「ふぐ調理師試験」を「ふぐ取扱責任者試験」に改め、同条第二号中「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市」を「地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の政令で定める市」に改める。

第四条中「ふぐ調理師試験」を「ふぐ取扱責任者試験」に、「ふぐ調理師として」を「ふぐ取扱責任者として」に改め

る。

第五条を次のように改める。

#### 第五条 削除

第六条第四号中「第九条第一項第四号」を「第九条第一項第三号」に改める。

第七条第一項中「ふぐ調理師免許証」を「ふぐ取扱責任者免許証」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「ふぐ調理師」を「ふぐ取扱責任者」に改める。

第八条中「ふぐ調理師」を「ふぐ取扱責任者」に改める。

第九条第一項中「ふぐ調理師」を「ふぐ取扱責任者」に改め、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第二項及び第三項中「ふぐ調理師」を「ふぐ取扱責任者」に改める。

第十条、第十一条（見出しを含む。）、第十二条第二号、第十三条第二項及び第十五条から第十七条までの規定中「ふぐ調理師」を「ふぐ取扱責任者」に改める。

第十九条第三項中「地方自治法」の下に「（昭和二十二年法律第六十七号）」を加える。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和五年四月一日から施行する。

##### （経過措置）

2 第二条の規定の施行の際、現に同条の規定による改正前の東京都ふぐの取扱い規制条例（以下「旧条例」という。）第三条の免許（以下「旧免許」という。）を受けている者は、第二条の規定による改正後の東京都ふぐの取扱い規制条例（以下「新条例」という。）第三条の免許（以下「新免許」という。）を受けた者とみなす。

3 第二条の規定の施行の際、現に旧条例第四条の規定により実施されたふぐ調理師試験に合格している者は、新条例第四条の規定により実施されたふぐ取扱責任者試験に合格した者とみなす。

- 4 第二条の規定の施行の際、現に旧条例第七条第一項の規定により交付されている旧免許に係るふぐ調理師免許証は、新免許に係るふぐ取扱責任者免許証とみなす。
- 5 前三項に規定するもののほか、第二条の規定の施行前に旧条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、新条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 6 この条例（第二条の規定については、同条の規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（提案理由）

東京都食品安全審議会答申に基づき、ふぐ調理師免許制度を見直すほか、所要の改正を行う必要がある。